

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う特定独立行政法人等を含むものを「全労委」、含まないものを「特定独立行政法人等を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

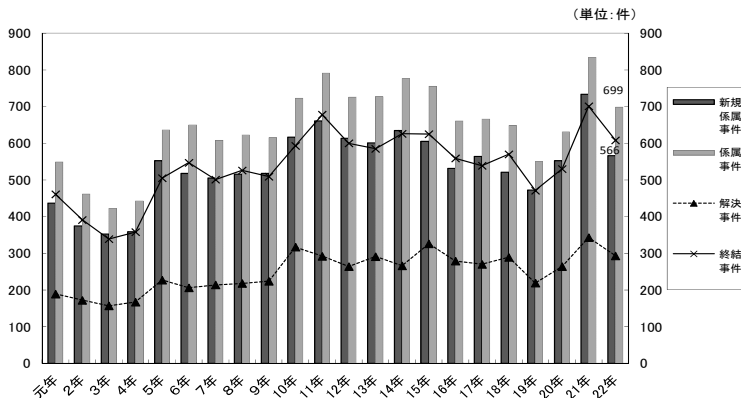
1. 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

22年に係属した労働争議調整事件数（特定独立行政法人等を除く。）は696件で、このうち21年から繰越されたものは133件、新規に係属したものは563件であった（第18表参照）。

また、22年に中労委が取り扱った特定独立行政法人等事件を含めると、全労委に係属した労働争議調整事件数は699件、新規に係属したものは566件であった（図1、巻末統計表第12表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（特定独立行政法人等を除く）

22年(単位:件)

区分 労委	係 属 件 数						終 結 件 数					次年 繰越
	前年 繰越	新				計	取下	解決 裁定	不調 打切	移管	計	
		あつせん	調停	仲裁	規 計							
北海道	3	34			34	37	6	16	11		33	4
青森		2			2	2		1	1		2	
岩手	1	2			2	3	1	2			3	
宮城	2	6	1		7	9	1	2	5		8	1
秋田	2	1			1	3	1	1	1		3	
山形	1	4			4	5		2	3		5	
福島		1			1	1			1		1	
茨城	1	13			13	14	8	2	2		12	2
栃木	3	6			6	9	4	4	1		9	
群馬		3			3	3	2		1		3	
埼玉	9	20			20	29	6	16	4		26	3
千葉	1	9			9	10	1	2	7		10	
東京	60	153			153	213	26	92	59	1	178	35
神奈川	1	36			36	37		23	11		34	3
新潟	1	6			6	7	2	1	2		5	2
山梨		2			2	2			2		2	
長野	1	8			8	9	1	3	2		6	3
静岡		6			6	6		4	1		5	1
富山		3			3	3		1	1		2	1
石川	1	1			1	2	1				1	1
福井		1			1	1		1			1	
岐阜	1	4			4	5	2	2			4	1
愛知	2	16			16	18		8	9		17	1
三重	4	9			9	13	1	2	7		10	3
滋賀	1	2			2	3	2		1		3	
京都	3	23			23	26	1	15	5		21	5
大阪	9	50			50	59	24	17	10		51	8
兵庫	2	24			24	26		8	12		20	6
奈良	3	3			3	6	1	4	1		6	
和歌山		6			6	6	1	2	2		5	1
鳥取	1	1			1	2		2			2	
島根		1			1	1		1			1	
岡山	1	10			10	11		8	2		10	1
広島	2	5			5	7		5	1		6	1
山口	1	4			4	5	3	1	1		5	
徳島	1	5			5	6	1	3	1		5	1
香川												
愛媛	2	5	1		6	8		5	1		6	2
高知	1	10			10	11		4	6		10	1
福岡	3	21			21	24	3	13	7		23	1
佐賀		4			4	4		2	1		3	1
長崎	1	5	1		6	7	1	2	4		7	
熊本	3	8			8	11		5	5		10	1
大分		7			7	7	4	1	2		7	
宮崎	1	2			2	3	2	1			3	
鹿児島			5		5	5			5		5	
沖縄	4	7			7	11	3	2	5		10	1
都道府県計	133	549	8		557	690	109	286	203	1	599	91
中労委		6			6	6		5	1		6	
合計	133	555 (6)	8		563 (6)	696 (6)	109	291 (5)	204 (1)	1	605 (6)	91
前同	101 (1)	706 (5)	24 (5)		730 (5)	831 (6)	121	340 (5)	237 (1)		698 (6)	133
前同	32 (-1)	-151 (6)	-16 (-5)		-167 (-1)	-135	-12	-49	-33	1	-93	-42

(注) ()内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は563件で、21年に比べ167件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では6件で1件の増加、都道府県労委では557件で168件の減少であった（第18、19表参照）。

他方、新規係属事件の対象となった労働者数は49万5千人で、21年より2万7千人増加した（第19表参照）。

第19表 新規係属事件数及び対象労働者数（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、千人）

年	中労委+都道府県労委		中 労 委		都 道 府 県 労 委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
18	518	291	3	14	515	277
19	468	270	2	1	466	269
20	546	312	7	19	539	293
21	730	468	5	9	725	460
22	563	495	6	6	557	489

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん555件・98.6%（21年706件・96.7%）、調停8件・1.4%（同24件・3.3%）、仲裁0件・0.0%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、557件が労働関係調整法（労調法）に基づくもの、3件が特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）に基づくものであった（第20表参照）。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が514件・91.3%（21年667件・91.4%）、使用者からの申請が45件・8.0%（同61件・8.4%）、労使双方からの申請が4件・0.7%（同2件・0.3%）であった（第21表参照）。

第20表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	新 規 係 属 事 件			
	計	労 調 法	地 公 労 法	特 労 法
合 計	566(9)	557(6)	6	3(3)
あっせん	556(7)	550(6)	5	1(1)
調 停	10(2)	7	1	2(2)
仲 裁				

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第21表 開始事由別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

開始事由 年	労 側 申 請		使 側 申 請		双 方 申 請		職 権		計	
	18年	481	92.9%	34	6.6%	3	0.6%	0	0.0%	518
19年	432	92.3%	33	7.1%	3	0.6%	0	0.0%	468	100.0%
20年	502	91.9%	44	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	546	100.0%
21年	667	91.4%	61	8.4%	2	0.3%	0	0.0%	730	100.0%
22年	514	91.3%	45	8.0%	4	0.7%	0	0.0%	563	100.0%

（注）労側申請：労働組合からの申請
使側申請：使用者からの申請**(6) 都道府県別新規係属状況**

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が153件・27.5%（21年209件・28.6%）で最も多く、以下、大阪50件・9.0%（同68件・9.3%）、神奈川36件・6.4%（同39件・同5.3%）、北海道34件・6.1%（同36件・4.9%）、兵庫24件・4.3%（同34件・4.7%）と続いている（第18表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況を見ると、集団事件（手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることが出来るもの）は3グループ11件（21年7グループ33件）、統一事件（2企業以上にわたる争議ではあるが、手続上1件として数えるもの）は0件（同0件）であった（第22表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況

(特定独立行政法人等を除く)

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	北海道	道路旅客運送業(バス専業)、その他生活関連サービス業、道路貨物運送業、職業紹介・労働者派遣業	団交促進	4
	岡山	地方公務(市町村機関)、水道業	団交促進	3
	鹿児島	水運業、機械等修理業、運輸に付帯するサービス業	協約締結・全面的改定、その他賃金に関すること	4
	小計		計	11
統一事件	なし			0
合計		計		11

(注1) 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの。

(注2) 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

2. 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業・郵便業が85件・15.1% (21年は144件・25.6%) で最も多く、以下、医療・福祉が75件・13.3% (同58件・10.3%)、製造業が72件・12.8% (同106件・18.8%)、教育・学習支援業(自動車教習所を含む)が66件・11.7% (同86件・15.3%)、サービス業が62件・11.0% (同93件・16.5%)、卸売業・小売業が42件・7.5% (同64件・11.4%)と続いている(第23-1表参照)。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業・郵便業が85件・15.0%、医療・福祉が76件・13.4%、製造業が74件・13.1%、教育・学習支援業(自動車教習所を含む)が66件・11.7%、サービス業が62件・11.0%となっている(第23-2表参照)。また、これを産業中分類別にみると、道路貨物運送業が49件・8.7%、医療業が39件・6.9%、社会保険・社会福祉・介護事業が37件・6.5%、飲食業が28件・4.9%、職業紹介・労働者派遣業が21件・3.7%となっている(巻末統計表第15表参照)。

第23-1表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（特定独立行政法人等除く）

産業	18年		19年		20年		21年		22年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全産業	518	100.0%	468	100.0%	546	100.0%	730	100.0%	563	100.0%
農林漁業、鉱業	2	0.4%	3	0.6%	1	0.2%	1	0.2%	3	0.5%
建設業	9	1.7%	20	4.3%	9	1.6%	27	4.8%	19	3.4%
製造業	74	14.3%	62	13.2%	79	14.5%	106	18.8%	72	12.8%
電気・ガス 熱供給・水道業	2	0.4%	3	0.6%	0	0.0%	4	0.7%	2	0.4%
情報通信業	31	6.0%	22	4.7%	26	4.8%	46	8.2%	28	5.0%
運輸業	78	15.1%	59	12.6%	81	14.8%	144	25.6%	85	15.1%
卸売・小売業	30	5.8%	37	7.9%	43	7.9%	64	11.4%	42	7.5%
金融・保険業	7	1.4%	3	0.6%	8	1.5%	7	1.2%	1	0.2%
不動産業	7	1.4%	2	0.4%	7	1.3%	13	2.3%	14	2.5%
飲食店、宿泊業	10	1.9%	16	3.4%	18	3.3%	19	3.4%	12	2.1%
医療、福祉	70	13.5%	68	14.5%	65	11.9%	58	10.3%	75	13.3%
教育、学習支援事業	71	13.7%	58	12.4%	60	11.9%	10	1.8%	14	2.5%
複合サービス事業	8	1.5%	3	0.6%	24	4.4%	86	15.3%	66	11.7%
サービス業	91	17.6%	96	20.5%	104	19.0%	93	16.5%	62	11.0%
公務	28	5.4%	16	3.4%	13	2.4%	13	2.3%	18	3.2%
分類不能	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%	2	0.4%	1	0.2%

(注) 21年1月より業種分類が変更された。

第23-2表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

産業	18年		19年		20年		21年		22年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全産業	521	100.0%	472	100.0%	552	100.0%	733	100.0%	566	100.0%
製造業	74	14.2%	62	13.1%	81	14.7%	106	14.5%	74	13.1%
運輸業	78	15.0%	59	12.5%	81	14.7%	144	19.6%	85	15.0%
医療、福祉	72	13.8%	70	14.8%	69	12.5%	58	7.9%	76	13.4%
教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)	71	13.6%	58	12.3%	65	11.8%	86	11.7%	66	11.7%
サービス業	91	17.5%	96	20.3%	104	18.8%	93	12.7%	62	11.0%
その他の産業	135	25.9%	127	26.9%	152	27.5%	246	33.6%	203	35.9%

(注) 21年1月より業種分類が変更された。

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が205件・36.4%（21年319件・43.7%）、100人以上499人以下が195件・34.7%（同221件・30.3%）、500人以上4,999人以下が154件・27.4%（同181件・24.8%）、5,000人以上が5件・0.9%（同7件・1.0%）、不明4件・0.7%（同2件・0.3%）であった(第24-1表参照)。従業員数規模別にみると、99人以下が321件・57.0%（21年374件・51.2%）、

100人以上499人以下が119件・21.1%（同203件・27.8%）、500人以上4,999人以下が77件・13.7%（同112件・15.3%）、5,000人以上が21件・3.7%（同35件・4.8%）、不明25件・4.4%（同6件・0.8%）であった（第24-1表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が205件・36.2%、100人以上499人以下が195件・34.5%、500人以上4,999人以下が157件・27.7%、5,000人以上が6件・1.1%、不明3件・0.5%であった（第24-2表参照）。全労委の新規係属事件を従業員数規模別でみると、99人以下が321件・56.7%、100人以上499人以下が119件・21.0%、500人以上4,999人以下が79件・14.0%、5,000人以上が22件・3.9%、不明25件・4.4%であった（第24-2表参照）。

第24-1表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数
（特定独立行政法人等除く）

年		規模		(単位：件)															
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明	合計									
18年	組合員数	122	23.6%	124	23.9%	92	17.8%	38	7.3%	71	13.7%	60	11.6%	8	1.5%	3	0.6%	518	100.0%
	従業員数	120	23.2%	126	24.3%	123	23.7%	45	8.7%	45	8.7%	39	7.5%	20	3.9%	0	0.0%		
19年	組合員数	100	21.4%	95	20.3%	109	23.3%	21	4.5%	51	10.9%	82	17.5%	3	0.6%	7	1.5%	468	100.0%
	従業員数	134	28.6%	114	24.4%	97	20.7%	27	5.8%	28	6.0%	45	9.6%	20	4.3%	3	0.6%		
20年	組合員数	102	18.7%	120	22.0%	129	23.6%	46	8.4%	81	14.8%	56	10.3%	8	1.5%	4	0.7%	546	100.0%
	従業員数	140	25.6%	127	23.3%	106	19.4%	41	7.5%	55	10.1%	43	7.9%	29	5.3%	5	0.9%		
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	171	23.4%	50	6.8%	92	12.6%	89	12.2%	7	1.0%	2	0.3%	730	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	50	6.8%	62	8.5%	35	4.8%	6	0.8%		
22年	組合員数	97	17.2%	108	19.2%	149	26.5%	46	8.2%	79	14.0%	75	13.3%	5	0.9%	4	0.7%	563	100.0%
	従業員数	176	31.3%	145	25.8%	81	14.4%	38	6.7%	37	6.6%	40	7.1%	21	3.7%	25	4.4%		

第24-2表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数
（全労委）

年		規模		(単位：件)															
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明	合計									
18年	組合員数	122	23.4%	124	23.8%	92	17.7%	38	7.3%	71	13.6%	61	11.7%	10	1.9%	3	0.6%	521	100.0%
	従業員数	120	23.0%	126	24.2%	124	23.8%	45	8.6%	45	8.6%	39	7.5%	22	4.2%	0	0.0%		
19年	組合員数	100	21.2%	97	20.6%	110	23.3%	21	4.4%	51	10.8%	82	17.4%	4	0.8%	7	1.5%	472	100.0%
	従業員数	134	28.4%	114	24.2%	97	20.6%	27	5.7%	29	6.1%	45	9.5%	23	4.9%	3	0.6%		
20年	組合員数	102	18.5%	122	22.1%	130	23.6%	46	8.3%	82	14.9%	57	10.3%	9	1.6%	4	0.7%	552	100.0%
	従業員数	140	25.4%	127	23.0%	107	19.4%	43	7.8%	55	10.0%	45	8.2%	30	5.4%	5	0.9%		
21年	組合員数	169	23.1%	150	20.5%	172	23.5%	50	6.8%	93	12.7%	90	12.3%	7	1.0%	2	0.3%	733	100.0%
	従業員数	193	26.3%	181	24.7%	147	20.1%	56	7.7%	51	7.0%	64	8.7%	35	4.8%	6	0.8%		
22年	組合員数	97	17.1%	108	19.1%	149	26.3%	46	8.1%	80	14.1%	77	13.6%	6	1.1%	3	0.5%	566	100.0%
	従業員数	176	31.1%	145	25.6%	81	14.3%	38	6.7%	38	6.7%	41	7.2%	22	3.9%	25	4.4%		

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が174件・30.9%（21年198件・27.1%）、全労連系が191件・33.9%（同265件・36.3%）、その他の上部団体が83件・14.7%（同94件・12.9%）となっている（第25-1表参照）。

第25-1表 組合系統別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	系統別		連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計	
							うち全労協					
18年	184	35.5%	161	31.1%	59	11.4%	17	3.3%	114	22.0%	518	100.0%
19年	156	33.3%	145	31.0%	51	10.9%	16	3.4%	116	24.8%	468	100.0%
20年	159	29.1%	193	35.3%	71	13.0%	22	4.0%	123	22.5%	546	100.0%
21年	198	27.1%	265	36.3%	94	12.9%	39	5.3%	173	23.7%	730	100.0%
22年	174	30.9%	191	33.9%	83	14.7%	42	7.5%	115	20.4%	563	100.0%

組合系統別の状況を全労委でみると、連合系が176件・31.1%、全労連系が192件・33.9%、その他の上部団体が83件・14.7%となっている（第25-2表参照）。

第25-2表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	系統別		連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計	
							うち全労協					
18年	184	35.3%	164	31.5%	59	11.3%	17	3.3%	114	21.9%	521	100.0%
19年	156	33.1%	147	31.1%	52	11.0%	17	3.6%	117	24.8%	472	100.0%
20年	161	29.2%	196	35.5%	71	12.9%	22	4.0%	124	22.5%	552	100.0%
21年	200	27.3%	266	36.3%	94	12.8%	39	5.3%	173	23.6%	733	100.0%
22年	176	31.1%	192	33.9%	83	14.7%	42	7.4%	115	20.3%	566	100.0%

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は393件・69.8%（21年487件・66.7%）、このうち駆け込み訴え事件は207件・36.8%（同269件・36.8%）であった。なお、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は52.7%（21年55.2%）と、21年に比べ合同労組の事件の割合が増加する一方、駆け込み訴え事件の割合は減少した（第26表参照）。

第26表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(単位:件)

年	事件 全 事 件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
		件数	(割合)	件数	(割合)
18年	518	305	(58.9%)	131	(25.3%) (43.0%)
19年	468	305	(65.2%)	143	(30.6%) (46.9%)
20年	546	375	(68.7%)	181	(33.2%) (48.3%)
21年	730	487	(66.7%)	269	(36.8%) (55.2%)
22年	563	393	(69.8%)	207	(36.8%) (52.7%)

- (注1) ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- (注2) 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
- (注3) ()内は新規係属事件に対する割合
< >内は合同労組事件に対する割合

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無(同一の両当事者における調整前例の有無)別にみると、調整の前例があったものは87件・15.5%(21年105件・14.4%)であり、21年と比べると件数は減少したが、割合は増加した(第27-1表参照)。

これを調整事項の関連でみると、前例ありの場合(145項目・21年169項目)は団交促進43項目(同41項目)、経営又は人事15項目(同15項目)など、非経済的事項(82項目・同83項目)にかかる項目が5割以上を占めている。前例なしの場合(859項目・同1,152項目)は、団交促進233項目(同338項目)、経営又は人事210項目(同298項目)、組合承認・組合活動26項目(同58項目)など、非経済的事項(525項目・同771項目)にかかる項目が3分の2弱を占めている(第27-2表参照)。

第27-1表 新規係属事件における調整前例の有無別係属状況

(特定独立行政法人等を除く)

(単位:件)

年	事件 全 事 件	調整前例のある事件	
		件数	(割合)
18年	518	112	(21.6%)
19年	468	103	(22.0%)
20年	546	92	(16.8%)
21年	730	105	(14.4%)
22年	563	87	(15.5%)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合

第27-2表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項構成
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：項目)

調整事項		区分		全 数	前例あり	前例なし	
合 計		1,004	100.0%	145	100.0%	859	100.0%
経 済 的 事 項		387	38.5%	61	42.1%	326	38.0%
内 訳	賃 金 増 額	19	1.9%	1	0.7%	18	2.1%
	一 時 金	56	5.6%	9	6.2%	47	5.5%
	労 働 時 間 ・ 休 日 休 暇	36	3.6%	9	6.2%	27	3.1%
	そ の 他	276	27.5%	42	29.0%	234	27.2%
非 経 済 的 事 項		607	60.5%	82	56.6%	525	61.1%
内 訳	経 営 又 は 人 事	225	22.4%	15	10.3%	210	24.4%
	団 交 ・ 促 進	276	27.5%	43	29.7%	233	27.1%
	組 合 承 認 ・ 組 合 活 動	33	3.3%	7	4.8%	26	3.0%
	そ の 他	73	7.3%	17	11.7%	56	6.5%
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定		10	1.0%	2	1.4%	8	0.9%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 58 件・10.3% (21 年 88 件・12.1%) となり、21 年に比べると件数及び割合も減少した (第 28 表参照)。

第28表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	事 件	全 事 件	併存組合のある事件
18年		518	87 (16.8%)
19年		468	51 (10.9%)
20年		546	85 (15.6%)
21年		730	88 (12.1%)
22年		563	58 (10.3%)

(注1) ()内は新規係属事件に対する割合

(注2) 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件を言う。

3. 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 563 件 (特定独立行政法人等を除く) に係る調整事項数 1,004 項目 (21 年 1,321 項目) のうち、経済的事項が 387 項目・38.5% (同 449 項目・34.0%)、非経済的事項が 607 項目・60.5% (同 854 項目・64.6%)、協約締結・全面改定が 10

項目・1.0%（同18項目・1.4%）となっている。21年と比べると、経済的事項は62項目、非経済的事項は247項目、それぞれ減少した（第29-1表参照）。経済的事項の内訳は、一時金56項目・5.6%（21年76項目・5.8%）、労働時間・休日休暇36項目・3.6%（同44項目・3.3%）、賃金増額19項目・1.9%（同39項目・3.0%）であった（第29-1表参照）。また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は、21年より20件減少した（第30-1表参照）。非経済的事項の内訳は、団交促進276項目・27.5%（21年379項目・28.7%）、経営又は人事225項目・22.4%（同313項目・23.7%）、組合承認・組合活動33項目・3.3%（同68項目・5.1%）であった（第29-1表参照）。経営又は人事の細分類である解雇又は人員整理を調整事項として含む事件（以下「解雇・人員整理事件」という。）は149件で、21年より63件減少し、それらを係属した月ごとにみると、全体的に21年よりは少なく係属したが、4月は21年より特に多かった（第30-1表参照）。

なお、調整事項別新規係属状況を全労委でみると、新規係属事件566件に係る調整事項数1,007項目のうち、経済的事項が390項目・38.7%、非経済的事項が607項目・60.3%、協約締結・全面改定が10項目・1.0%となっている（第29-2表参照）。また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は21件で、21年と比べて20件減少した（第30-2表参照）。非経済的事項の内訳は、団交促進276項目・27.4%、経営又は人事225項目・22.3%、組合承認・組合活動33項目・3.3%であった（第29-2表参照）。解雇・人員整理事件は149件で、21年より63件減少し、それらを係属した月ごとにみると、全体的に少なく係属したが、4月は21年に比べて特に多かった（第30-2表参照）。

（2）新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件（特定独立行政法人等を除く）当たりの平均調整事項数は1.78項目（21年1.81項目）であった（第29-1表参照）。

第29-1表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項	年	18年	19年	20年	21年	22年
合計		953 100.0%	847 100.0%	1,008 100.0%	1,321 131.6%	1,004 100.0%
経済的事項		369 38.7%	305 36.0%	329 32.6%	449 44.7%	387 38.5%
賃金増額		39 4.1%	27 3.2%	32 3.2%	39 3.9%	19 1.9%
一時金		95 10.0%	54 6.4%	49 4.9%	76 7.6%	56 5.6%
労働時間・休日休暇		30 3.1%	35 4.1%	31 3.1%	44 4.4%	36 3.6%
その他		205 21.5%	189 22.3%	217 21.5%	290 28.9%	276 27.5%
非経済的事項		568 59.6%	527 62.2%	664 65.9%	854 85.1%	607 60.5%
経営又は人事		192 20.1%	191 22.6%	222 22.0%	313 31.2%	225 22.4%
団交促進		262 27.5%	244 28.8%	291 28.9%	379 37.7%	276 27.5%
組合承認・組合活動		40 4.2%	20 2.4%	42 4.2%	68 6.8%	33 3.3%
その他		74 7.8%	72 8.5%	109 10.8%	94 9.4%	73 7.3%
協約締結・全面改定		16 1.7%	15 1.8%	15 1.5%	18 1.8%	10 1.0%
総事件数		518	468	546	730	563
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.84	1.81	1.85	1.81	1.78

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第29-2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

調整事項	年	18年	19年	20年	21年	22年
合計		956(6) 100.0%	851(6) 100.0%	1014(13) 100.0%	1324(8) 100.0%	1007(13) 100.0%
経済的事項		371(4) 38.8%	306 36.0%	332(4) 32.7%	451(7) 34.1%	390(11) 38.7%
賃金増額		40(1) 4.2%	27 3.2%	34(2) 3.4%	41(7) 3.1%	21(2) 2.1%
一時金		95 9.9%	54 6.3%	49 4.8%	76 5.7%	56(4) 5.6%
労働時間・休日休暇		30 3.1%	35 4.1%	31 3.1%	44 3.3%	36 3.6%
その他		206(3) 21.5%	190 22.3%	218(2) 21.5%	290 21.9%	277(5) 27.5%
非経済的事項		569(1) 59.5%	531(6) 62.4%	667(9) 65.8%	855 64.6%	607(2) 60.3%
経営又は人事		192 20.1%	191 22.4%	222(1) 21.9%	313 23.6%	225 22.3%
団交促進		263(1) 27.5%	246(4) 28.9%	294(3) 29.0%	380(1) 28.7%	276(2) 27.4%
組合承認・組合活動		40 4.2%	21(1) 2.5%	42(5) 4.1%	68 5.1%	33 3.3%
その他		74 7.7%	73(1) 8.6%	109 10.7%	94 7.1%	73 7.2%
協約締結・全面改定		16(1) 1.7%	15 1.8%	15 1.5%	18 1.4%	10 1.0%
総事件数		521	472	552	733	566
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.83	1.80	1.84	1.81	1.78

（注1）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注2）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第30-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移
(特定独立行政法人等を除く)

(単位: 件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	18年	39	1	0	3	3	4	8	7	4	1	4	2	2
	19年	27	0	1	2	0	5	3	3	5	1	3	1	3
	20年	32	0	2	0	2	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	39	3	0	6	9	2	4	4	4	1	1	4	1
	22年	19	3	2	1	0	0	3	3	0	1	2	1	3
一時金	18年	95	8	6	5	5	4	14	7	10	5	8	8	15
	19年	54	2	3	2	1	1	8	9	4	4	3	3	14
	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	56	8	5	4	2	1	5	7	5	6	0	5	8
解雇・ 人員整理	18年	106	9	10	14	8	8	6	8	10	7	9	11	6
	19年	112	5	16	10	8	9	2	8	12	11	7	12	12
	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照)。

第30-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移 (全労委)
(単位: 件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	18年	40	1	0	3	3	4	9	7	4	1	4	2	2
	19年	27	0	1	2	0	5	3	3	5	1	3	1	3
	20年	34	0	2	0	4	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	41	3	0	6	9	4	4	4	4	1	1	4	1
	22年	21	3	2	1	0	2	3	3	0	1	2	1	3
一時金	18年	95	8	6	5	5	4	14	7	10	5	8	8	15
	19年	54	2	3	2	1	1	8	9	4	4	3	3	14
	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	60	8	5	4	2	1	6	7	5	6	0	8	8
解雇・ 人員整理	18年	106	9	10	14	8	8	6	8	10	7	9	11	6
	19年	112	5	16	10	8	9	2	8	12	11	7	12	12
	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6

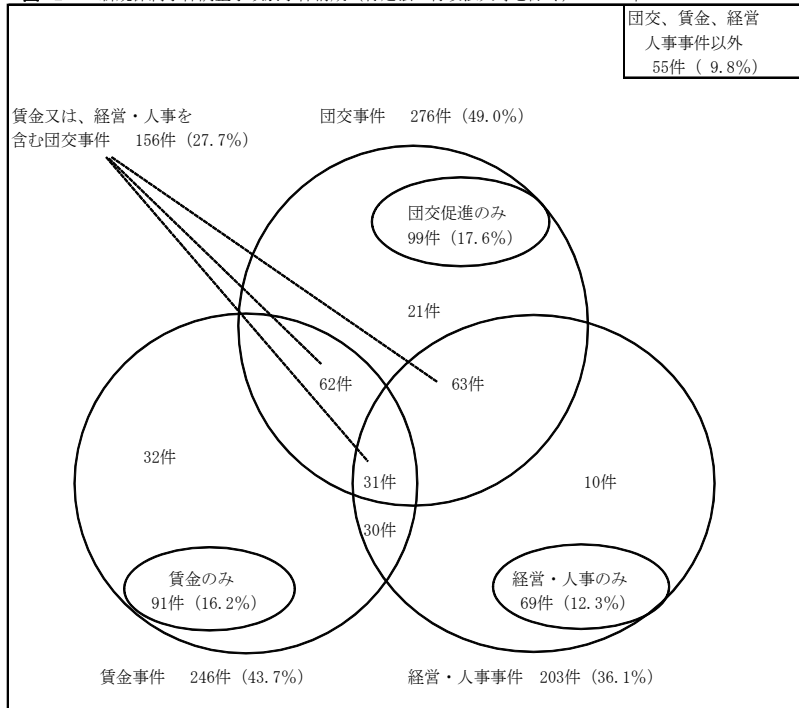
(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照)。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件(以下では「団交事件」という。)は276件・49.0%(21年379件・51.9%)であり、21

年と比べ件数、割合ともに減少した。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は246件・43.7%（21年283件・38.8%）であり、21年と比べ件数は減少、割合は増加した。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は203件・36.1%（21年279件・38.2%）であり、21年と比べ件数、割合ともに減少した（図2参照）。

図2 新規係属事件調整事項別事件構成（特定独立行政法人等を除く） 22年



全事件（特定独立行政法人等を除く）は563件

- 団交事件・・・調整事項に団交促進(v)を含む事件
- 賃金事件・・・調整事項に賃金等に関するもの(d, e, f, g, h, i)を含む事件
- 経営・人事事件・・・調整事項に経営又は人事に関するもの(o, p, q, r, s, t)を含む事件

これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は61件・10.8%（21年91件・12.5%）、賃金事件かつ団交事件は93件・16.5%（同107件・14.7%）、経営・人事事件かつ団交事件は94件・16.7%（同140件・19.2%）となっ

ている。なお、調整事項に賃金又は経営・人事を含む団交事件は156件(21年206件)であり、団交事件の56.5%(同54.4%)が賃金事件か経営・人事事件に関係している(図2参照)。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項の多い上位5つの産業についてみると、運輸業・郵便業が138項目(21年231項目)で最も多く、以下、教育・学習支援業(自動車教習所を含む)が117項目(同145項目)、製造業が116項目(同172項目)、サービス業が113項目(同171項目)、卸売業・小売業が75項目(同127項目)となっている(第31表参照)。

全調整事項に占める経済的事項の割合は、サービス業、運輸業・郵便業で4割台、卸売業・小売業、教育・学習支援業(自動車教習所を含む)、製造業で3割台となっている。非経済的事項の割合は、製造業、教育・学習支援業(自動車教習所を含む)で6割台、卸売業・小売業、サービス業、運輸業・郵便業で5割台となっている。(第31表参照)。

第31表 新規係属事件における産業別調整事項(特定独立行政法人等を除く)

(単位:項目)

調整事項	産業分類						
	全産業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)	サービス業	その他の産業
合計	1,004	116	138	75	117	113	445
経済的事項	387	35	58	28	40	49	177
賃金増額	19	3	3	0	2	3	8
一時金	56	7	12	2	12	5	18
労働時間・休日休暇	36	3	5	2	2	6	18
その他	276	22	38	24	24	35	133
非経済的事項	607	80	78	44	75	64	266
経営又は人事	225	36	17	17	27	23	105
団交促進	276	31	36	20	36	31	122
組合承認・組合活動	33	4	12	1	2	2	12
その他	73	9	13	6	10	8	27
協約締結・全面改定	10	1	2	3	2	0	2

(注) 調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業(上位5つ以外のすべての産業)別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数99人以下では経済的

事項 118 項目・37.5% (21 年 190 項目・35.9%)、非経済的事項 195 項目・61.9% (同 330 項目・62.4%)、100 人以上 499 人以下では経済的事項 131 項目・38.3% (同 117 項目・30.9%)、非経済的事項 207 項目・60.5% (同 258 項目・68.1%)、500 人以上 4,999 人以下では経済的事項 132 項目・39.9% (同 138 項目・35.0%)、非経済的事項 195 項目・58.9% (同 252 項目・64.0%)、5,000 人以上では経済的事項 4 項目・40.0% (同 4 項目・23.5%)、非経済的事項 6 項目・60.0% (同 12 項目・70.6%) となっている (第 32 表、巻末統計表第 17 表参照)。

第32表 新規係属事件における組員数規模別調整事項 (特定独立行政法人等を除く)

(単位: 項目)

調整事項	組員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合 計		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
合 計	315	100.0%	342	100.0%	331	100.0%	10	100.0%	6	100.0%	1,004	100.0%			
経 済 的 事 項	118	37.5%	131	38.3%	132	39.9%	4	40.0%	2	33.3%	387	38.5%			
内 訳	賃 金 増 額	2	0.6%	8	2.3%	9	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	19	1.9%		
	一 時 金	26	8.3%	10	2.9%	18	5.4%	2	20.0%	0	0.0%	56	5.6%		
	労働時間・休日休暇	9	2.9%	12	3.5%	15	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	36	3.6%		
	そ の 他	81	25.7%	101	29.5%	90	27.2%	2	20.0%	2	33.3%	276	27.5%		
非 経 済 的 事 項	195	61.9%	207	60.5%	195	58.9%	6	60.0%	4	66.7%	607	60.5%			
内 訳	経 営 又 は 人 事	61	19.4%	82	24.0%	80	24.2%	0	0.0%	2	33.3%	225	22.4%		
	団 交 促 進	95	30.2%	93	27.2%	83	25.1%	3	30.0%	2	33.3%	276	27.5%		
	組 合 承 認 ・ 組 合 活 動	19	6.0%	4	1.2%	10	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	33	3.3%		
	そ の 他	20	6.3%	28	8.2%	22	6.6%	3	30.0%	0	0.0%	73	7.3%		
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定	2	0.6%	4	1.2%	4	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	10	1.0%			

4. あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 555 件 (21 年 706 件) のうち、あっせん員の指名がされた 501 件 (同 658 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 329 件・65.7% (同 403 件・61.2%) で最も多く、以下、事務局職員のみが 141 件・28.1% (同 195 件・29.6%)、委員及び事務局職員が 23 件・4.6% (同 35 件・5.3%) となっている (第 33 表参照)。

第33表 労働争議新規係属あつせん事件におけるあつせん員の構成
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	合計	委員				委員 + 非委員				非委員			
		三者構成	公益委員	その他	小計	事務局職員	事務局外職員	その他	小計	事務職員	労政職員	その他	小計
18	414	290	3	2	295	36	5	-	0	119	-	-	119
19	378	265	1	2	268	30	2	-	0	110	-	-	110
20	484	284	12	1	297	34	6	-	40	147	-	-	147
21	658	403	12	-	415	35	13	-	48	195	-	-	195
22	501	329	1	1	331	23	-	6	29	141	-	-	141

(注) 集計対象は、新規係属あつせん事件のうち、22年中にあつせん員指名のあつたもの。

5. 労働争議調整事件の終結

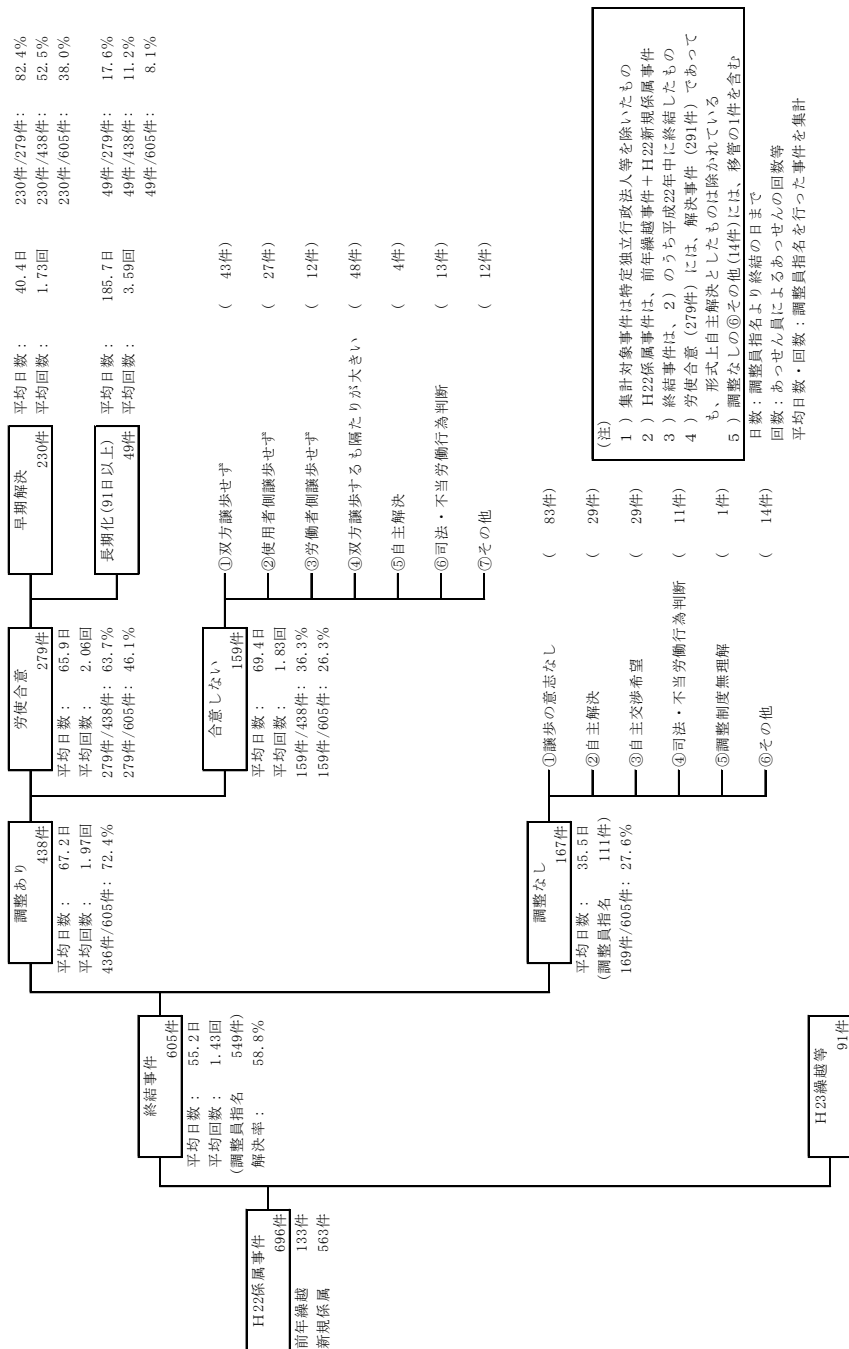
(1) 処理状況

22年は21年からの繰越133件を含む696件(21年831件)の係属事件のうち、605件(同698件)が終結し、91件(同133件)が23年に繰り越された。終結した605件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの(「調整あり」)は438件(21年487件)、同意しなかったもの(「調整なし」)は167件(同211件)であった(チャートα参照)。

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは279件(21年329件)、合意に至らなかったものは159件(同158件)であった。労使の合意を得られた279件について調整日数(あつせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数)をみると、82.4%にあたる230件(21年277件)は開始後90日以内に終結し、17.6%にあたる49件(同52件)は開始から終結まで91日以上かかった。平均調整回数をみると、前者では1.73回(21年1.67回)であったのに対し、後者では3.59回(同3.79回)であった。また、合意に至らなかった159件(21年158件)の内訳をみると、双方譲歩するも隔たりが大きいものが48件(同16件)と最も多く、以下、労使双方譲歩しなかったものが43件(同94件)、使用者側が譲歩しなかったものが27件(同19件)、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするものが13件(同7件)となっている(チャートα参照)。

チャートα 22年係属事件フローチャート（特定独立行政法人等を除く）



(注)
 1) 集計対象事件は特定独立行政法人等を除いたもの
 2) H22係属事件は、前年繰越事件+H22新規係属事件
 3) 終結事件は、2)のうち平成22年中に終結したのもの
 4) 労使合意(279件)には、解決事件(291件)であって
 も、形式上自主解決としたものは除かれている
 5) 調整なしの⑥その他(14件)には、移管の1件を含む
 日数：調整員指名より終結の日まで
 回数：あっせん員によるあっせんの回数等
 平均日数・回数：調整員指名を行った事件を集計

(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件 167 件（21 年 211 件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの 83 件（同 100 件）、自主解決したもの 29 件（同 45 件）、自主交渉を続けたいとするもの 29 件（同 23 件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの 11 件（同 16 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた 279 件（21 年 329 件）以外に、労使間で自主解決したものが 33 件（同 50 件）（「合意しない」の⑤の 4 件＋「調整なし」の②の 29 件。チャート α 参照）あり、これを加えると終結事件の 51.6%にあたる 312 件（同 379 件・54.3%）で労使合意に至っている。

(5) 解決状況

22 年に終結した調整事件 605 件（21 年 698 件）のうち、取下げ・移管を除く 495 件（同 577 件）の解決状況は、解決 291 件（同 340 件）、不調・打切り 204 件（同 237 件）で、その解決率は 58.8%（同 58.9%）であった（第 34-1 表参照）。

これらを中労委・都道府県労委別にみると、都道府県労委は終結した 599 件（21 年 692 件）のうち、取下げ・移管を除く 489 件（同 571 件）中 286 件（同 335 件）が解決し、解決率は 58.5%（同 58.7%）、中労委は終結した 6 件（同 6 件）のうち、取下げを除く 6 件（同 6 件）中 5 件（同 5 件）が解決し、解決率は 83.3%（同 83.3%）であった（第 34-1 表参照）。

また、調整方法別の解決状況を見ると、あっせんは、取下げ・移管 110 件（21 年 120 件）を除く 597 件（同 581 件）中 290 件（同 327 件）が解決し、解決率は 48.6%（同 56.3%）、調停は取下げ 0 件（同 1 件）を除く 8 件（同 22 件）中 1 件（同 16 件）が解決し、解決率は 12.5%（同 72.7%）であった。なお、仲裁は 0 件（21 年 0 件）であった（第 35 表参照）。

第34-1表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）

(単位:件、%)

労委別	事項	年				
		18	19	20	21	22
都道府 県労委	終結件数	561	455	518	692	599
	取下・移管を除く終結件数	454	364	433	571	489
	解決件数	285	215	254	335	286
	解決率	62.8	59.1	58.7	58.7	58.5
中労委	終結件数	4	2	6	6	6
	取下除く終結件数	3	2	6	6	6
	解決件数	1	2	6	5	5
	解決率	33.3	100.0	100.0	83.3	83.3
都道府 県労委 及び 中労委	終結件数	565	457	524	698	605
	取下・移管を除く終結件数	457	366	439	577	495
	解決件数	286	217	260	340	291
	解決率	62.6	59.3	59.2	58.9	58.8

(注1)終結件数、解決件数は、終結年で集計。

(注2)解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数

第34-2表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）

(単位:件、%)

労委別	事項	年				
		18	19	20	21	22
都道府 県労委	取下・移管を除く終結件数	368	316	377	492	388
	解決件数	226	187	222	283	212
	解決率	61.4	59.2	58.9	57.5	54.6
中労委	取下除く終結件数	2	2	6	5	6
	解決件数	0	2	6	5	5
	解決率	0.0	100.0	100.0	100.0	83.3
都道府 県労委 及び 中労委	取下・移管を除く終結件数	370	318	383	497	394
	解決件数	226	189	228	288	217
	解決率	61.1	59.4	59.5	57.9	55.1

(注1)終結件数、解決件数は、開始年で集計。

(注2)解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数

第35表 労働争議調整事件の終結状況（特定独立行政法人等を除く）

(単位:件)

労委	年	あつせん						調停			仲裁		合計								
		取下 移管	あつせん案 提示		あつせん案 不提示		小計		取下 件数	調停案 提示	解決	取下 件数	裁定	取下 移管	(内)						
			A	B	C	D	A+C	B+D							E	F	G	H	I	E+H	G+I
都道府 県労委 及び 中労委	18	107	130	125	324	159	454	284		3	2	2	1		108	457	286				
	19	89	107	100	255	114	362	214	2	4	4	3			91	366	217				
	20	82	126	119	312	141	438	260	3	1	1				85	439	260				
	21	120	151	147	430	180	581	327	1	23	22	16			121	604	343				
	22	110	115	112	482	178	597	290		8	1	1			110	605	291				
中労委	18		1		3	1	3	1							1	3	1				
	19			2		2	2	2							0	2	2				
	20				6	6	6	6							0	6	6				
	21				1		1	0	5	5	5				0	6	5				
	22		5	5	1		6	5							0	6	5				

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は495件(あっせん487件、調停8件)で、平均調整日数は55.2日(あっせん55.4日、調停41.4日)であった(第36-1表参照)。

なお、全労委でみると、取下げ・移管を除く終結事件は498件(あっせん448件、調停10件)で、平均調整日数は54.9日(あっせん55.3日、調停34.7日)であった(第36-2表参照)。

第36-1表 労働争議調整事件の平均調整期間(特定独立行政法人等を除く)

(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委	
	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数
18	448	47.1 (34.2)	3	18.0 (18.0)	3	34.0 (34.0)	-	-	-	-	-	-	451	47.1 (34.2)	3	18.0 (18.0)
19	359	42.9 (36.7)	2	86.5 (61.0)	4	52.8 (32.5)	-	-	-	-	-	-	363	43.0 (36.6)	2	86.5 (61.0)
20	438	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)	1	39.0 (39.0)	-	-	-	-	-	-	439	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)
21	559	51.4 (36.5)	1	159.0 (61.0)	22	12.7 (12.7)	5	44.0 (44.0)	-	-	-	-	580	50.8 (35.4)	6	54.3 (38.0)
22	487	55.4 (37.5)	6	12.8 (12.8)	8	41.4 (41.4)	-	-	-	-	-	-	495	55.2 (37.6)	6	12.8 (12.8)

(注1) 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注2) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

第36-2表 労働争議調整事件の平均調整期間(全労委)

(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委	
	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数	取下げ を除く 終結 件数	平均 日数
18	452	47.1 (34.2)	7	34.4 (28.0)	4	27.5 (27.5)	1	8.0 (8.0)	-	-	-	-	456	47.0 (34.2)	8	31.1 (25.5)
19	361	42.8 (36.6)	4	56.3 (43.5)	4	52.8 (32.5)	-	-	-	-	-	-	365	42.9 (36.6)	4	56.3 (43.5)
20	442	43.7 (33.6)	10	28.1 (20.1)	3	19.3 (19.3)	2	9.5 (9.5)	-	-	-	-	445	43.6 (33.5)	12	25.0 (18.3)
21	560	51.5 (36.8)	2	117.5 (61.0)	24	12.2 (12.2)	7	33.4 (33.4)	-	-	-	-	584	49.9 (40.2)	9	52.4 (39.6)
22	488	55.3 (37.5)	7	13.1 (13.1)	10	34.7 (34.7)	2	8.0 (8.0)	-	-	-	-	498	54.9 (37.4)	9	12.0 (12.0)

(注1) 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注2) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

6. その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 112 件（21 年 147 件）で、21 年より 35 件減少した。産業別では、航空関係からの争議行為予告が最も多く 38 件・33.9%（21 年 59 件・40.1%）、以下、医療業の 29 件・25.9%（同 32 件・21.8%）、その他 14 件・12.5%（同 17 件・11.6%）、陸上旅客運送業 12 件・10.7%（同 20 件・13.6%）などとなっている（第 37 表参照）。

第37表 争議行為予告通知の事業別件数（中労委）

（単位：件）

事業年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
18	172(17)	14(0)	90(16)	12(0)	8(0)	1(0)	0(0)	33(0)	14(1)
19	167(22)	16(0)	82(20)	13(1)	8(0)	1(0)	0(0)	31(0)	16(1)
20	161(24)	12(0)	82(21)	11(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
21	147(16)	20(0)	59(13)	12(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
22	112(8)	12(0)	38(6)	11(0)	7(0)	1(0)	0(0)	29(0)	14(2)

（注1）（ ）内は使用者からの通知件数で内数。

（注2） 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス専業。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 22 年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は 1,144 件（21 年 1,292 件）で、21 年に比べ 148 件減少した。21 年からの繰越 161 件を含む係属 1,305 件（同 1,428 件）の最終状況は、労働争議解決 998 件・76.5%（同 1,034 件・81.6%）、調査打ち切り 176 件・13.5%（同 220 件・17.4%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが 4 件・0.3%（同 13 件・0.9%）となっている（第 38 表、巻末統計表第 20 表参照）。

第38表 労働争議実情調査の最終状況（全労委）

（単位：件）

年	最終状況					
	計	あっせん移行	調停移行	争議解決	調査打ち切り	その他
18	1,380	7	0	1,215	156	2
19	1,316	5	1	1,126	181	3
20	1,330	9	0	1,119	200	2
21	1,267	10	2	1,034	220	1
22	1,178	2	1	998	176	1